

平成 27 年度 第 2 回図書館協議会会議 会議録

日 時 平成 28 年 2 月 19 日 (金) 13:00～14:40

会 場 図書館本館 会議室

出席者: (委員) 会長ほか委員 6 名

(事務局) 教育部次長 (社会教育)・図書課長・主査 2 名・主任

1. 開 会

2. 挨 拶

(協議会会長挨拶)

(教育部次長挨拶)

3. 協 議

恵庭市立図書館指定管理者制度導入検討について

(事務局説明)

質疑

A委員 配布された資料の 4 番に「導入のコンセプト」というのが示されているので、これに即して具体的に図書館の未来像の話を進めてゆきたいと思う。まず、「(1) 図書館サービスの拡大」からご意見をいただきたい。どうぞ。

B委員 「資料の充実」や「ICT 利活用」の場面でも自治体より民間事業者のほうが、全国的な情報やノウハウを持っているし期待できるのではないか。

A委員 市に占める図書館行政の予算は、どれくらいか。

事務局 恵庭市の平成 28 年度一般会計予算は、大体 260 億円くらいです。その中の教育費は 20 億円弱です。図書館関係の予算は、公共図書館と学校図書館を合わせて、1 億 4 千万円くらいです。公共図書館だけで言うと、1 億円くらいで、この予算は継続してほぼ同額を措置しています。

C委員 「導入のコンセプト」の「(1) 図書館サービスの拡大」で、具体的なサービスの拡大として、わかりやすいのは開館時間と開館日の拡大だと思うが、それが現況ではどうなっているのか。それから、指定管理者制度を導入すればさらにそれがサービス拡充される可能性があるのか。

事務局 市の公共図書館の休館日は、年末年始と月曜日です。

開館時間のうち、本館の閉館時間は 3 パターン、17 時が土日と祝日、火曜日と金曜日は 18 時、水曜

日と木曜日は 20 時と現状となっております。

指定管理者制度の導入に当たって拡充を望んでいるところは、市民が利用しやすい開館日と開館時間を提案してもらいたいということです。

C委員 窓口委託以前には閉館だった祝日も開館したというのは利用者にとってはありがたいことで、これが実現したのが窓口委託の成果であろうと評価している。それが指定管理者制度を導入すれば、さらによくなるということか。

事務局 指定管理者に期待するのは、本館の閉館時間をできるだけ延長したところで統一するということです。

A委員 本館の閉館時間を例えば 20 時にするとしたら、今の窓口委託業務では不足なのか。

事務局 利用者とのマンツーマンの対応が可能な体制にするためには、現在契約している窓口業務委託の経費の中では困難です。現状の委託経費の中で開館時間の拡大を求めるのはできない状況です。

C委員 「導入のコンセプト」の「(2)市民との協働による読書活動の推進」で、市民が一番不安に思っているのが、指定管理者制度の導入によって市民の活動、ボランティア支援等が後退するのではないかということだ。

指定管理者制度に移行したとしても、図書課を残すよう検討してもらいたいと思う。

事務局 いま指定管理者制度を導入するかというところで、いろいろな課題があります。この課題を効果に転じるためにも、この 4 つの「導入のコンセプト」の内容が大切だと思っています。これを推進するための体制はどうあるべきか、今、委員がおっしゃったご要望を含め、今後皆様からご意見、ご要望を伺いながら検討させていただきたいと思います。

D委員 資料の「目指す体制」の、「民間」が入って結びつくまでの過渡期には、様々な錯綜があるのだと思う。アンケートをとるたびに図書館への要望はいつも同じで、利用者が望む要望を実現するためには民活によるあらたな道を模索する必要があると思う。

事務局 公共図書館のすべてを指定管理者制度へ移管するわけにはいかないので、それをモニタリングできる職員、また何よりも地域の方、ボランティアの方とともに働ける職員は残してゆかなければならないと考えています。

C委員 図書館の指定管理者制度というと、とかく反発を生むような極端な事例が話題になっている。成功している指定管理者制度導入館はあまり注目されていない。極端な例ではなく、成功例を参考にしながらいい導入を目指してもらいたい。また選書の件だが「導入のコンセプト」の「(3)市民の財産である資料・情報は市が管理」と打ち出しているので、オープンなシステムを新たに作って選書の過程を市民にも「見える化」してもらいたい。

事務局 前回2回目のフォーラムで講師より民間の指定管理、民間への業務委託という二つの手法のお話

があり、この中で指定管理者制度について行政と民間が協働する指定管理を目指すべきだというお話があった。これからのことを考えると、市行政のコンセプトをしっかりと持ってゆくことが必要だ。

E委員 1 回目のフォーラムのみ出席したが、講師の言っていたこれから目指すべき図書館像は、恵庭市の図書館では既に実現しているのではないか。

指定管理者制度が本当に恵庭市の図書館の目指す道なのか、業務委託をさらに充実すべきなのか、私にはわからない。

事務局 平成 23 年の窓口業務委託導入により、今までできなかったサービスもできるようになりました。

図書館利用者のアンケートにありますようなご要望を実現するためにも、さらなる民間の活力を導入することが必要になっています。

ただ、恵庭の読書のまちづくりは市民とともに歩んできましたので、単に指定管理者制度を導入するだけではなく、今行われている読書活動が、さらに活発になるような工夫が必要だと思います。

A委員 「めざす体制」の図でいう「民間」というのは何を指すのか。

事務局 図書館が指定管理者制度になった場合、それを民間と考えています。

今現在行っているのは、市が仕様を決めてそのとおりにやってもらう業務委託です。より事業者の自由度の高い指定管理者制度の導入により、民間の活力を生かした読書のまちづくりを進めていってはどうかということです。

A委員 そのとき事業者は司書資格を必須としないのか。

事務局 司書資格の有資格者は何割必要ですというように、市が要項の中で定めます。こうした条件を指定管理者がきちんと満たしているか、履行しているかを毎年モニタリングして条件を満たしていない場合は是正を求めるとか、指定管理者の指定を取り消すということも行っています。

A委員 「導入のコンセプト」の「(1) 図書館サービスの拡大」と「(2) 市民との協働による読書活動の推進」、「(3) 市民の財産である資料・情報は市が管理」は概ね経過したので、「(4) 各種関係機関等との連携強化」についてご意見を伺いたい。

D委員 この(4)が市民が一番不安だと思う。例えば今までボランティア活動に関わってきた人たちが、指定管理者制度を図書館が導入した場合の窓口はどこなのか。自分たちの考えをどこで話し合えばいいのか、わからないとやはり不安になると思う。

事務局 学校図書館については市直営のままなので、今までどおりで変わりません。

「読書のまちづくりに必要な関係機関等」については、やはり行政が調整したほうが、スムーズに行えるものについては、市が窓口になるような体制を整える必要があると考えています。

D委員 市民がどこに意見を言ったらよいか、指定管理者のボランティアの窓口はここで、市の窓口はここですと、明確にしないと市民は不安である。

事務局 指定管理者のかかわりがどこまで、というのはリスク分担で事業者に明確に示されます。市民の窓口も市行政、事業者それぞれが体制としてきちんと構える必要があります。

A委員 資料の「5. 今後のスケジュール」もかねて全体にご意見を伺いたい。

F委員 今後、例えばボランティアとの会合の中で、指定管理者制度は止めてほしいという声が大きくなった場合、導入を取りやめるという可能性もあるのか。

事務局 恵庭市の行政改革のひとつとして市立図書館への指定管理者制度導入の実行を求められているので、内容を再検討して、また市民に投げかけてゆくということになるかと思います。
また、時期尚早ということであれば、時期も改めて検討しなおします。

F委員 窓口業務委託の導入経緯を知らない利用者にいきなり指定管理者制度を導入するというと、どうなるのかと不安になると思う。窓口業務委託を経てサービスの拡大がされてきた経過があるという掘り下げを、情報としてきちんと提供しなければ、理解されず誤解を招くおそれもあるのではないかな。

C委員 わからないということが、反対意見に転化するということもある。

F委員 指定管理者制度が導入されれば、こうしたサービスの拡充があるという視覚的にわかりやすい資料を使った情報提供がなされれば、市民も理解が進み応援してくれるのではないかな。

事務局 3月2日に開会される教育委員会の会議にこの資料を提出して、教育委員に説明する予定になっています。同月の15日には市議会にも同じ資料で説明を行う予定ですので、本日の図書館協議会でのご意見、教育委員会からの意見も踏まえて、よりわかりやすい資料を作成し議会へ報告させていただきます。

3月にはボランティアの皆さんへの説明を目的にした交流会も予定しておりますので、議会での質疑も含めた検討の経緯を改めまして、皆様に3月の会議でご報告したいと思います。

(14時40分 終了)